

令和7年10月から



居住サポート住宅認定制度

(住宅セーフティネット法による居住安定援助賃貸住宅)

がはじまりました

「居住サポート住宅」は、住宅のオーナーと援助実施者が連携し、高齢者や障がい者などの配慮が必要な入居者に対し、**安否確認、定期的な見守り、福祉サービスへのつなぎ**を行う、支援付きの住宅です。

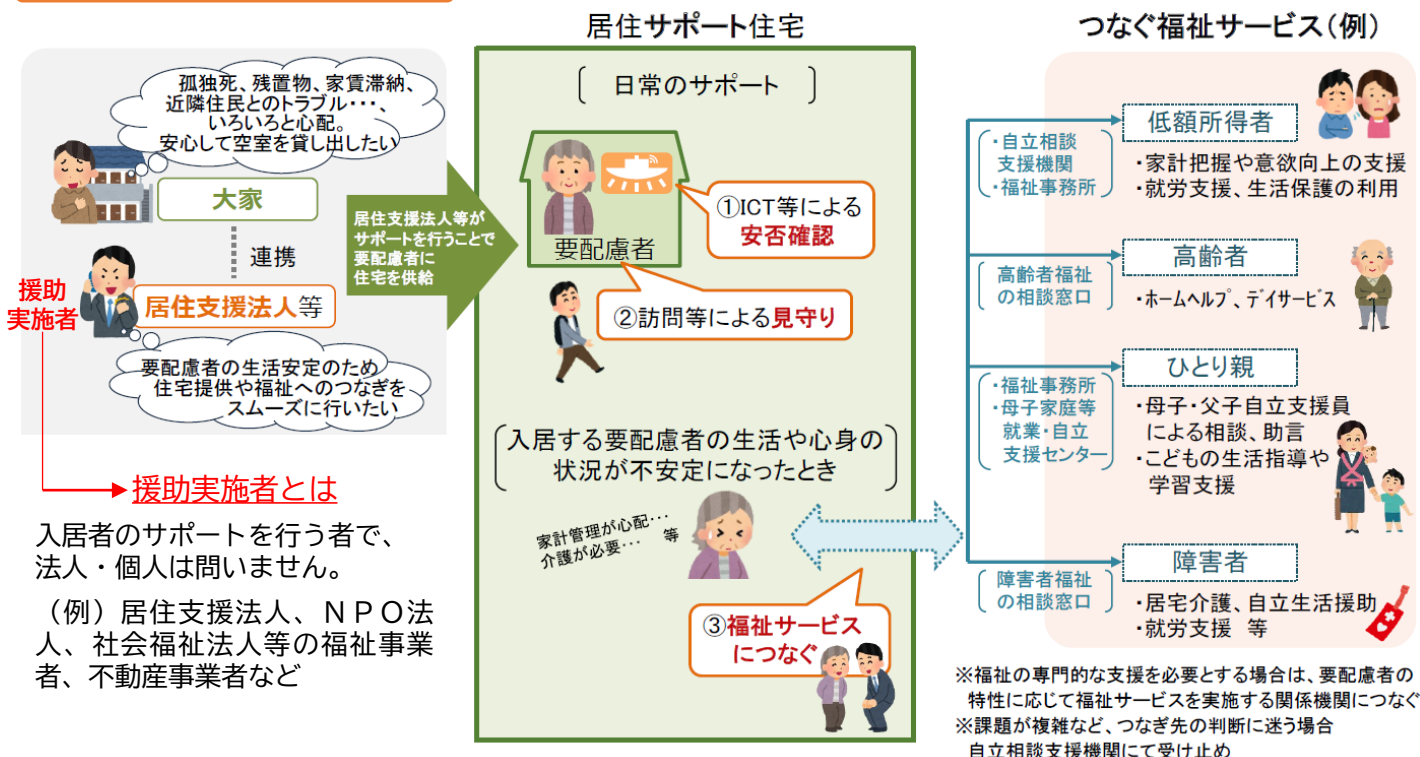
※実施には市の認定を受ける必要があります。

制度のメリット

入居中のサポートを受けることで、入居者・家族ともに安心して生活ができます。大家さんにとっても安心材料となります。

居住サポート住宅のイメージ

(国土交通省資料を一部加工)



空家・空室の有効活用

市の補助金で居住サポート住宅をはじめてみませんか？



高知市内の空家・空室を居住サポート住宅として活用するために必要となる改修費や準備費用の一部を市が補助します。

補助率1/2
最大25万円/戸

居住サポート住宅の認定基準や補助金の内容は裏面をご覧ください

居住サポート住宅 認定基準等の概要

事業者・計画に関する主な基準	□ 欠格要件に該当しないこと □ 専用住宅(入居者を安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎの3つの居住サポートが必要な要配慮者に限定)を1戸以上設けること
居住サポートに関する主な基準	□ 一日に一回以上、通信機器・訪問等により入居者の安否確認を行うこと □ 一月に一回以上、訪問等により入居者の心身・生活状況を把握すること □ 入居者の心身・生活状況に応じて利用可能な福祉サービスに関する情報提供や助言を実施し、必要に応じて行政機関や福祉サービス事業者につなぐこと □ 居住サポート料金が内容や頻度に照らして不当に高額ではないこと
住宅(ハード・家賃)に関する主な基準	□ 【規模】各住戸の床面積(新築住宅)25㎡以上(既存住宅)18㎡以上 ※共用部分に台所・浴室等の設備がある場合:新築住宅18㎡以上、既存住宅13㎡以上 □ 【構造】耐震性を有すること(耐震性を確保する見込みを含む) □ 【設備】台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室を備えること □ 【家賃】近傍同種の賃貸住宅の家賃と均衡を失しないこと ※共同居住型住宅(シェアハウス)は別途基準あり

※認定後は、実施状況の定期報告が必要です。また、必要に応じて市が指導・監督を行います。

認定申請について	・ 高知市内で実施する場合は、高知市への認定申請(オンライン)が必要です。 ・ 認定の事前相談は可能です。高知市住宅政策課までご相談ください。
----------	--

補助金の概要(高知市居住サポート住宅等推進事業費補助金)

補助対象者	補助対象住宅の 大家または転貸人 (サブリース事業者) ※管理会社は対象外
補助対象住宅	◆居住サポート住宅 ◆セーフティネット住宅(専用住宅に限る) ※認定・登録予定の住宅も対象
管理期間	5年以上 (入居者は要配慮者であること)
補助対象経費(消費税除く)	◆補助対象住宅の修繕・補修・改修に係る経費 ①原状回復・経年劣化に伴う修繕・補修(例)クロス・床・建具等の修繕、設備の交換等 ②安全性・居住性の向上、衛生上必要な工事(例)手すり設置・段差解消、浴室・便所・台所の改良等 ③室内美装、防虫消毒及び残置物の撤去 ◆居住サポートの実施に必要な準備経費 ・安否確認機器の設置(リースの初期費用含む) ・転貸人が支払う工事期間中の家賃(最長3か月) ・入居者の生活相談室・交流スペースの整備費 等
補助金額	補助対象経費×補助率1/2(上限額250千円/戸)
管理状況報告	交付後、5年間は市へ管理状況報告が必要
【補助対象外経費】その他の補助金と重複する経費、行政への手数料等、新增築・建替え・除却に係る工事費、外構・耐震改修・浄化槽設置・下水道接続に係る工事費、土地建物の取得費、建物に属さない家具・家電製品・消耗品の購入費、華美過大な改修費、居住サポートに係る人件費・事務費 等	

補助金申請の手引きなど詳しくはこちら



高知市ホームページ

補助金を検討される方へ

Step1 **まずは事前相談**

Step2 **補助金事前申込**

受付期間 令和8年6月15日
～7月31日

※延長の場合あり

Step3 **8月 申請予定者決定**

⇒補助金交付申請
⇒交付決定後に事業着手

Step4 **実績報告・補助金交付**

※令和9年3月までに完了

【注意】補助金の交付決定日以前に着手(契約)した改修工事等は補助金の対象になりません。

居住サポート住宅の認定・補助金に関するお問い合わせ先

高知市都市建設部 住宅政策課 TEL 088-823-9463